第二項（法第三十条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条第二項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合　計算後残余額

二　法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合　元利合計額

7　法第三十一条の三第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、法第三十一条の三第九項の退職金の額の算定に係る規定の例により計算して得た額とする。

8　法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い資産管理機関から機構が移換を受けた資産の額に確定拠出年金法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項、第七十四条の二第一項又は第八十条第一項第二号の規定による移換を受けた資産の額が含まれる場合における法第三十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは、「企業型年金加入者期間（同法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項若しくは第七十四条の二第二項の規定により算入された期間又は同法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間を含む。）」とする。

9　第五項から前項までに規定する場合のほか、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第一中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表第五中「第十五条」を「第十条、第十六条」に改める。

別表第六、別表第七及び別表第八中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表第九、別表第十及び別表第十一中「第十二条―第十四条」を「第十三条―第十五条」に改める。

付録第二中「第十五条」を「第十六条」に改め、付録第二を付録第三とし、付録第一の次に付録第二として次のように加える。

付録第二（第十条関係）

$$A\times\frac{P}{1000}\times1.01^{t/12}+B$$

備考

一　A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P　退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t　退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から移換額の移換を受けた日の属する月までの月数

B　各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し移換額の移換を受けた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額

二　$A\times\frac{P}{1000}\times1.01^{t/12}$に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第四条**　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表改正前厚生年金保険法第百二十四条の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 改正前厚生年金保険法第百二十四条 | 共済組合の組合員 | 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者　同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者 |
| | 私学教職員共済制度の加入者 | 同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者 |
| | 第十二条 | 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第十二条又は第十八条の二第二項 |

第四十三条第二項中「第十八条及び」を「第十八条」に改め、「第三十一条の二第一項」の下に「、第三十一条の三第一項」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

（確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置）

**第五十条の二**　確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者に対する平成二十五年改正法附則第四十六条の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるのは、「確定給付企業年金法」とする。

第五十六条第二項中「次条第二項に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。）」を削る。

第五十七条第二項中「（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）」を削る。

（所得税法施行令の一部改正）

**第五条**　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「又は信託の」を「、個人型年金加入者又は信託の」に改め、同項第四号中「第二十二条第一項第四号」を「第二十二条第一項第五号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　確定拠出年金法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八条の二第一項（中小事業主掛金）の個人型年金加入者のために支出した同項の掛金

第六十九条第一項第二号イ中「又は同法」を「、同法」に改め、「同条第一項の受入れに係る金額」の下に「又は同法第三十一条の三第六項（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）において準用する同条第一項の移換に係る金額」を加える。

第八十二条の三第一項第二号に次のように加える。

チ　確定拠出年金法第五十四条の四第二項（確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換）の規定により同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関から移換された同条第十二項に規定する個人別管理資産

リ　確定拠出年金法第七十四条の四第二項（確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会から移換された同条第十二項に規定する個人別管理資産

第百八十三条第二項第二号及び第四項第一号中「ト」を「リ」に改める。

第二百九十二条第二項の表第六十四条第二項（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）の項中「又は」を「、個人型年金加入者又は」に改める。